

健康長寿とちぎづくり表彰実施要領

(表彰の目的)

第1条 この表彰は、事業所、企業及び団体における「健康長寿とちぎづくり」の推進に関する優れた取組を表彰し、広く周知することで、多様な主体における取組を推進し、健康長寿とちぎづくり県民運動のより一層の活性化を図ることを目的とする。

(表彰の部門・事業所等数)

第2条 表彰の部門及び事業所等数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康経営部門 従業員の健康づくりに関する取組
(最優秀賞1事業所等、優秀賞1～3事業所等程度)
- (2) 健康応援部門 県民の健康づくりを応援する取組
(最優秀賞1事業所等、優秀賞1～3事業所等程度)

(表彰対象)

第3条 この表彰に応募することができる者は、健康長寿とちぎづくり推進県民会議（以下「県民会議」という。）の会員のうち、優れた「健康長寿とちぎづくり」の取組を行っている事業所、企業及び団体（以下「事業所等」という。）とする。ただし、健康経営部門については、とちぎ健康経営事業所に認定されている事業所とする。

(表彰実施者)

第4条 表彰は、県民会議会長が行う。

(選考と決定)

第5条 表彰を受ける事業所等は、次に掲げる選考を経て、県民会議会長が決定する。

(1) 一次審査

県民会議会員の実績報告書等を基に、必要に応じて現地調査や関係機関からの意見聴取を行った上で、表彰候補事業所等を選定する。なお、第1条（表彰の目的）に鑑み、類似の取組の応募については、一次審査における表彰候補事業所等の選定の際考慮する場合がある。

(2) 二次審査

健康長寿とちぎづくり表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、選考委員会において一次審査で選定された表彰候補事業所等を対象に別に定める表彰基準に基づき表彰事業所等を選定する。

2 選考委員会の委員は5名以内とし、委員は、県民会議幹事の属する団体の役職員及び栃木県保健福祉部職員から県民会議会長が指名する。

(庶務)

第6条 この要領に関する事務は、栃木県保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6（2024）年4月9日から適用する。